

答 申 第 4 2 号
令和3年6月30日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育課教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年1月14日付けR2 教学相第476号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第51号

「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」に係る個人情報非訂正決定に対する審査請求

答申第 42 号
(諮問第 51 号)**1 審議会の結論**

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非訂正決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が、仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 28 条の規定に基づき、未成年者である請求人の子の法定代理人として、「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」（開示資料番号 76。以下「本件対象個人情報」という。）の訂正を請求したのに対し、実施機関が平成 31 年 2 月 22 日付けで個人情報非訂正決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 個人情報の訂正請求制度においては、訂正を求めることができる内容に条例上何ら制約や規定がないことから、請求人からの求めに応じて当然訂正されるべきである。
- (2) 本件対象個人情報の訂正及び記載の追加を欠くと、請求人が被害を受けたいじめに係る事実認識自体の内容が大きく異なるものとなってしまう。特に、加害について、「単独犯であり、単発事案である。」という実施機関の認識は真実と大きく異なっており、実際は「加害は、複数の生徒らによるもの（集団による暴行傷害及びわいせつ行為に該当）」「いじめは複数の生徒らによって繰り返されてきた（平成〇年〇月から行われてきた）もの」「複数の生徒らから、吹聴いじめを受け、何回もからかわれたり、悪口を言われたりしたもの」等々である。したがって、当該事案については、明らかに「追加の記載がなければ記載自体が誤りであるといえるほどの不備がある場合」に該当する。
- (3) 平成〇年〇月〇日朝に〇〇中学校の職員玄関前で請求人の父が学校職員に手渡した「学校生活アンケート（〇月）」に、「ズボンをさげられた様子をクラスのみんにモノまねされた。そしてキモイと言われた」等の記載があることから、学級内での悪質ないじめが複数生徒によるものであること、吹聴いじめがあったことが確認できる。また、同日に担任の教諭が家庭訪問をした際に請求人から聞き取った内容を記載した「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号 90）には、加害生徒を含む同級生 6 名の名前や「他のクラスの人 3～4 人」等の記載がある。これらの文書から、請求人が受けたいじめは集団暴行傷害事件及び集団わいせつ行為事件であり、また、実施機関はこれらの文書が作成された平成〇年〇月〇日時点においてその内容を認識していたことが読み取れる。本件対象個人情報を記載した文書が作成された平成〇年〇月〇日時点において実施機関が既に把握していた内容を加筆（追加や挿入及び訂正）する形で本件対象個人情報を訂正することは、「いじめ等の生徒指導上の問題を発見するため」という本件対象個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内を超えるものではない。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 本件対象個人情報、平成〇年〇月に、請求人が請求人の父との連名で、実施機関に対し、請求人がいじめを受けたことに起因して発生した費用（定期的に通院しているカウンセリング・病院の治療費及び通院費、不登校の間の家庭教師代等）及び慰謝料の支払いを求めるとともに、当時の〇〇中学校の校長及び教頭の処分を要望したことを受けて、実施機関の職員が平成〇年〇月〇日に当時の校長、教頭及び学年主任の教諭から聴き取った内容を記録し、回答書作成にあたっての基礎資料としたものであり、その性質上、当日校長等から聴き取った内容以外の事項を、既に回答を送付した後になって訂正、追加（挿入）することは、本件対象個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるものであり行うことができない。
- (2) 平成〇年〇月に請求人に対するいじめ行為があったことは事実であるものの、学校では加害生徒への指導や、加害生徒と請求人の双方の保護者を学校に招き「謝罪の会」を開いて両者の和解を図るなど、加害生徒1名を念頭に置いた対応をしており、また当時請求人側から加害生徒は複数であるという訴えを受けたことはなかった。したがって、実施機関としては、他にいじめに加担した生徒がいたという認識はなく、そもそも対象個人情報に事実の誤りはない。

5 背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件訂正請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月に、請求人が当時在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。
- (2) 平成〇年〇月〇日に請求人の父が来校し、請求人に対するいじめの訴えがあったことを受けて、〇〇中学校では当時請求人の担任であったB教諭が請求人及び加害側の生徒双方から聞き取りを行い、「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号90）を作成した。
- (3) 平成〇年〇月〇日に請求人の父から慰謝料の請求や関係教職員等の処分等の要求があったことを受け、実施機関は、平成〇年〇月〇日に〇〇中学校の校長等に対する調査を行い、その記録として「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」（開示資料番号76）を作成した。その後、当該文書を元に回答書を作成し、平成〇年〇月〇日付けで請求人及び請求人の父あてに送付した。

6 審議会の判断

- (1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、当時未成年者であった請求人の法定代理人であった請求人の父が、条例第14条の規定に基づいて請求人を代理して開示請求を行い、平成30年12月10日付けで開示決定され開示の実施を受けた本件対象個人情報について、別紙のとおり、その訂正を求めるものである。

請求人は原処分の取消しを求めているが、実施機関は原処分を妥当としていることから、以

下、請求人の訂正請求権の有無及び本件対象個人情報の訂正請求対象情報該当性並びに訂正の要否について検討する。

(2) 請求人の訂正請求権の有無及び訂正請求対象情報該当性について

訂正請求については、条例第 28 条第 1 項において「自己を本人とする個人情報……の開示……を受けた者は、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求……をすることができる。」と規定されている。

本件対象個人情報は、上記(1)のとおり、当時請求人の法定代理人であった父が請求人を代理して行った個人情報開示請求により開示を受けた、請求人を本人とする個人情報であることから、請求人は、条例第 28 条第 1 項の「自己を本人とする個人情報……の開示……を受けた者」に該当する。

また、本件訂正請求において訂正が求められているのは、実施機関の職員が当時の〇〇中学校の校長、教頭及び学年主任の教諭から聴き取った内容のうち、いじめ行為を行った生徒の氏名を記載した箇所であり、これは評価、診断、意見等の主観的に判断される事項ではなく、客観的に判断できる事項であることから、条例第 28 条第 1 項の訂正請求の対象となる「事実」に関する記載に該当するものと認められる。

(3) 訂正の要否について

① 条例第 30 条の趣旨

個人情報は、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用してはならないものであり（条例第 9 条第 1 項）、その範囲内で正確性の確保が求められるものである（条例第 12 条第 1 号）ことに照らせば、条例第 30 条は、当該個人情報が事実でないことが判明し、かつ、それを訂正することが当該個人情報の利用目的の達成に必要な場合에만、実施機関が訂正の義務を負う旨を定めたものであると解される。

② 本件対象個人情報の内容及び利用目的

本件対象個人情報は、その体裁や内容を見ると、実施機関が説明するように、請求人らの要望に対する回答書を作成するにあたり、教育相談課の職員が当時の〇〇中学校の校長、教頭及び学年主任の教諭から聴き取った内容を整理する目的で作成し利用されたものであると認められる。

③ 本件対象個人情報に事実の誤りがあると認められるか

上記②のとおり、本件対象個人情報は、教育相談課の職員が当時の〇〇中学校の校長、教頭及び学年主任の教諭から聴き取った内容を整理するために必要な範囲で記載されたものであることから、本件対象個人情報に「事実の誤り」があるかどうかは、請求人が被害を受けたいじめ事案の事実と合致するか否かという観点ではなく、校長らから聴取した内容が、教育相談課において正しく記録されたか否かという観点から判断されるべきである。

この点において、条例第 29 条第 1 項及び第 2 項には、訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める箇所及び訂正の内容等を記載した訂正請求書を提出するとともに、その訂正の内容が事実と合致することを証明する書類等を提出又は提示しなければならない旨が定められている。

しかるところ、本件訂正請求においては、当時の〇〇中学校の校長らが教育相談課に実

際に報告した内容と本件対象個人情報との間に齟齬があることを証明する書類等は提出されておらず、また、そのような主張や立証もなされていないことから、本件対象個人情報に「事実の誤り」があるとは認められない。

④ 訂正は本件対象個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内のものか

請求人は、本件対象個人情報の訂正及び記載の追加を行うことが、「いじめ等の生徒指導上の問題を発見するため」という当該情報の利用目的を達するために必要であると主張するが、上記の利用目的は、請求人に対し当該情報の開示決定がされた際に本件対象個人情報と併せて開示した多数の個人情報全体に共通する総括的な利用目的として実施機関が決定通知書に記載したものであり、個人情報に係る訂正の要否については、当該通知書に記載された利用目的ではなく、対象となる個別の個人情報ごとの利用目的に照らして判断されるべきである。

この点において、本件対象個人情報は、上記②のとおり、請求人らの要望に対する回答書を作成するにあたり、教育相談課の職員が当時の〇〇中学校の校長、教頭及び学年主任の教諭から聴き取った内容を整理する目的で作成されたものである。本件対象個人情報の利用目的が、校長らから聴取した内容を正確に記録しておくことである以上、仮に、実施機関の認識がいじめ事案の事実と異なっていたとしても、それを理由に訂正を行うことは、本件対象個人情報の利用目的を超えるものであり、よって、条例第 30 条の個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

なお、請求人は、本件対象個人情報の訂正及び記載の追加を欠くと、「いじめに係る事実認識自体の内容が大きく異なるものになってしまう」と主張するが、背景となった事実については、上記の「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号 90）を始めとして請求人に対し別途開示されている他の公文書にも記載があり、これらと併せ見ることによってうかがい知ることが可能であって、本件対象個人情報の訂正及び追記を欠くことが、事実認識に直接的な影響を与えるとはいえないことから、本件対象個人情報の訂正がその利用目的の達成に必要な場合に該当するとは認められない。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別紙

請求人が求める訂正請求事項

「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」記載事項のうち、1番〇〇〇〇（長男）関連「(加害：〇〇〇〇)」を訂正

「(加害者ら：〇〇〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，その他クラスの男子半分以上，他のクラス3～4人，学級全員生徒ら)」と挿入

審議会の処理経過

(諮問第 51 号)

年 月 日	内 容
令和 3. 1. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた ・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
3. 1. 19 (令和2年度第8回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 1. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から反論書の提出を受けた
3. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
3. 2. 18 (令和2年度第9回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
3. 3. 25 (令和2年度第10回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 6. 22 (令和3年度第2回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った